

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名 文部科学省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（徴収規定）	
要望項目名	高等教育の奨学金制度の拡充に係る税制上の所要の措置	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）及び独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）に基づき、令和2年度から、大学等に通う学生等に対して、給付型奨学金と授業料等減免をあわせて実施する「高等教育の修学支援新制度」を実施している。</p> <p>・ 特例措置の内容 「高等教育の修学支援新制度」について、「教育未来創造会議「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」、「こども未来戦略方針」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023」等に基づき、2024年4月から中間所得層の多子世帯や理工農系の学部・学科に通う学生等に授業料減免措置及び給付型奨学金の対象を拡大することとしており、当該拡大対象者への給付型奨学金について、現行制度と同様に徴収規定上の差押禁止等（日本学生支援機構法第17条の5の適用対象）とする。</p>	
関係条文	<p>・ 大学等における修学の支援に関する法律第4条 ・ 独立行政法人日本学生支援機構法第17条</p>	
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 中間所得層の学生等のうち比較的経済的負担の大きい多子世帯や私立理工農系の学生について支援を拡充することで、政府としての大きな課題である少子化対策及びデジタルやグリーンなどの成長分野の振興に繋がることを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性 現行、独立行政法人日本学生支援機構法に基づき支給される学資支給金（給付型奨学金）については、差押禁止等の措置が適用されているところ。 この措置が適用されないとすると、授業料及び学生生活費の負担が増大することとなる。新たな制度は、現行制度（授業料等減免及び給付型奨学金）の枠組みの中で行われるものであり、給付型奨学金の差押禁止等の措置を適用する必要がある。</p> <p>教育未来創造会議第一次提言（令和4年5月10日）（抄） 2. 新たな時代に対応する学びの支援の充実 （前略）令和2年度に導入した高等教育の修学支援新制度について中間所得層のうち特に負担軽減の必要性が高いと認められる学生に支援対象を拡大するとともに、減額返還制度の見直しや大学院段階における授業料不徴収・卒業後返還の導入などによりライフイベントに応じ返還者の判断で柔軟に返還（出世払い）できる仕組みを創設するため、恒久的な財源の裏付けの観点も念頭に置きつつ、奨学金制度を改善する。（中略） なお、今般制度の見直し等を行う高等教育の修学支援新制度や出世払いの仕組みについては、今後、効果検証を進め、その結果や財源にかかる観点も踏まえて、必要に応じて見直しを行う。</p>	

経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和4年6月7日 閣議決定）（抄）

（質の高い教育の実現）

人への投資を通じた「成長と分配の好循環」を教育・人材育成においても実現し、「新しい資本主義」の実現に資するため、デジタル化に対応したイノベーション人材の育成等、大学、高等専門学校、専門学校等の社会の変化への対応を加速する。このため、教育未来創造会議の第一次提言等に基づき、以下の課題について、必要な取組を速やかに進める。

新たな時代に対応する学びの支援の充実を図る。このため、恒久的な財源も念頭に置きつつ、給付型奨学金と授業料減免を、必要性の高い多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ拡大する。

こども未来戦略方針（令和5年6月13日 閣議決定）（抄）

Ⅲ－1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

（4）高等教育費の負担軽減

～奨学金制度の充実と「授業料後払い制度（いわゆる日本版 HECS）」の創設～

（略）

○ 授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、2024年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大することに加え、執行状況や財源等を踏まえつつ、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について更なる支援拡充（対象年収の拡大、年収区分ごとの支援割合の引上げ等）を検討し、必要な措置を講ずる。

経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日 閣議決定）（抄）

5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

（質の高い公教育の再生等）

（略）

家庭の経済事情にかかわらず、誰もが学ぶことができるよう、安定的な財源を確保しつつ、高等教育費の負担軽減を着実に進める。2024年度から、授業料等減免及び給付型奨学金の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大、大学院修士段階における授業料後払い制度の創設及び本格導入に向けた更なる検討、貸与型奨学金における減額返還制度の年収要件等の柔軟化による拡充を図るとともに、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について、執行状況や財源等を踏まえつつ、更なる支援拡充を検討し、必要な措置を講ずる。

本要望に
対応する
縮減案

—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4-1 大学などにおける教育研究の質の向上</p> <p>政策目標 5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進 施策目標 5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進</p> <p>政策目標 6 私学の振興 施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p>
	政策の達成目標	中間所得層の学生等のうち比較的経済的負担の大きい多子世帯や私立理工農系の学生等について支援を拡充することで、政府としての大きな課題である少子化対策及びデジタルやグリーンなどの成長分野の振興に資すること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	給付型奨学金の支給を受けた学生等
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	給付型奨学金に差押禁止等の措置がなされることにより、学生等の授業料及び学生生活費に係る経済的負担が確実に軽減されることから、手段として有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税でも同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	「高等教育の修学支援新制度」の中間層への拡充により、経済的負担の大きい多子世帯や理工農系の学生への支援を実施することで、政府としての大きな課題である少子化対策及びデジタルやグリーンなどの成長分野の振興に資する。これらの支援が差押の対象となる場合、授業料及び学生生活費の負担が増大することとなるため、政策目的を達成する上で、給付型奨学金について差押禁止等の措置を講ずることが適当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>○給付型奨学金制度創設時（H29 年度税制改正要望）において、給付型奨学金の差押禁止の措置について要望し、認められているところ。</p> <p>○「高等教育の修学支援新制度」創設時（H31 年度税制改正要望）において、授業料等の減免措置及び給付型奨学金について非課税及び差押禁止の措置について要望し、認められているところ。</p>